



発信年月日：令和4年4月28日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-27-0035
健康福祉部 高齢福祉課	入野 昌之	地域包括ケア推進室 上野 丘恵		FAX 0837-22-3680
件名	成年後見制度利用相談について			

成年後見制度をはじめ権利擁護制度の利用に関する相談支援体制を確保するため、権利擁護支援推進員による「成年後見制度利用相談」を実施します。

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が不十分な人が、経済的な不利益を受けず、生活上の不自由さを解消するために「成年後見人」などの支援者が法律行為を支援する制度です。

長門市では、令和4年3月に長門市成年後見制度利用促進計画を策定し「権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築により、本人の意思が尊重され安心した暮らしが実現できるまち」を目指す姿として、専門職団体や関係機関が連携体制を強化した取組みを進めています。

記

- 日時** 第1回目
令和4年5月17日(火曜日) 10:00~12:00 (要予約)
予約先 高齢福祉課地域包括ケア推進室(福祉総合相談窓口)
電話 0837-27-0035 (受付時間: 9:00~17:00)
※以降は、毎月第3火曜日に実施します(別紙参照)
- 場所** 長門市役所 1階 市民相談室
- 内容** 成年後見制度をはじめ、権利擁護制度の利用に関する相談
- 利用方法** 高齢福祉課地域包括ケア推進室にて一般相談を受けたのち、ご希望により専門相談として予約を行います。
専門相談は、権利擁護支援推進員 社会福祉士 富海 隆氏が対応します。
- 問合せ先** 長門市役所高齢福祉課 地域包括ケア推進室 電話 0837-27-0035

成年後見制度 利用相談

気軽にご相談を

成年後見制度は、高齢者・障害者の権利や財産を守る身近な仕組みです

相談無料



秘密厳守

成年後見制度って難しくてよくわからない。
親が認知症になって詐欺に引っかからないか心配…。
知的障害がある子どもの将来が不安…。



まずは

●一般相談（予約なしでご利用いただけます）

職員による一般相談は、電話・来庁により相談をお受けします。

実施日・時間：月曜日～金曜日（土日、祝日、年末年始を除く）8時30分～17時15分

●専門相談（予約制）

成年後見制度の利用を検討している、利用の方法がわからないなど相談したい方は
権利擁護支援推進員（社会福祉士）の相談を受けることができます。

予約の際に、簡単に相談内容をお聞きしますのでご了承ください。

相談希望日の2日前までにご予約ください。

	権利擁護支援推進員 （社会福祉士）	相談日
実施日	第3火曜日	令和4年 4月12日 / 5月17日 / 6月14日 / 7月12日 / 8月16日
時間	10時00分～12時00分	9月13日 / 10月11日 / 11月15日 / 12月13日
場所	長門市役所 高齢福祉課 （1階相談室）	令和5年 1月17日 / 2月14日 / 3月14日



福祉総合相談窓口（長門市役所1階 高齢福祉課 午前8時30分から午後5時15分）

電話 / 0837-27-0035 FAX / 0837-22-3680

E-MAIL / yorozu@city.nagato.lg.jp